

日本家畜衛生学会会則

第一章（総則）

第1条

1. 本学会は、日本家畜衛生学会（英文表記：The Japanese Society of Animal Hygiene）（以下、「学会」とする。）と称する。
2. 本学会の設立年月日を2002年7月6日とする。

第2条

学会の事務局は、理事長の所属する機関におき、学会の住所は事務局所在地とする。

第3条

学会は、家畜衛生とその関連領域における学究の向上を図り、畜産の進歩発展に寄与することを目的とする。

第4条

学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会及び学術講演会等の開催
- (2) 学会誌「家畜衛生学雑誌」の発行
- (3) 学会の発展に貢献した者への表彰
- (4) その他学会の目的達成のために必要な事業

第二章（会員および会費）

学会の構成員

第5条

学会の会員は正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員より構成する。

- (1) 正会員：学会の趣旨に賛同し、会費を納入した個人
- (2) 学生会員：学会の趣旨に賛同し、会費を納入した学生、大学院生。ただし会員期間は単年度とする。
- (3) 賛助会員：学会の趣旨に賛同し、その事業を援助するため、所定の会費を納入した個人又は団体

(4) 名誉会員:学会に永年功労があり、総会において承認された個人

第6条

会費は正会員にあつては年額 5,000 円、学生会員にあつては年額 2,000 円、賛助会員にあつては1口年額 10,000 円とし、毎年7月末までに納入するものとする。

会員資格

第7条

学会の会員になろうとする者は、所定の手続を行い、定められた会費を納入すること。

会員の義務

第8条

- 1.会員は本学会の会則に従い、本学会の運営に協力し、会費を納入する義務を負う。
- 2.理事長は常務理事の中から庶務・会計を担当する事務局担当者を委嘱する。

会員の退会・除名

第9条

退会を希望する会員は、理事長に退会する旨を届出ること。

第10条

学会の名誉を傷つけたり、目的に反する行為があつた場合、または会費を5年分以上滞納した場合は除名とする。

第三章（役員、役員会および委員会）

役員および役員会

第11条

1. 理事は理事長が委嘱し、総会の承認を受ける。
2. 理事は理事会を組織し、理事長を補佐し、学会の運営に関して第4条の事項を行う。

第12条

1. 理事長は、常務理事の互選により選出する。

2. 理事長は、学会を代表し、会務を総理する。
3. 理事長は、常務理事の中から庶務・会計を担当する事務局担当者（事務局長）を委嘱する。

第13条

1. 常務理事会および理事会は理事長が随時招集する。
2. 常務理事会及び理事会は常務理事又は理事のそれぞれの過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

委員会

第14条

1. 理事長は第4条の事業を達成するため常設の編集委員会、学術企画委員会およびホームページ管理委員会を設置する。
2. 委員会の委員は、原則として理事長が常務理事の中から指名する。但し、常務理事会が必要と認めた場合には会員の中から指名することができる。
3. 委員会の委員長は、委員の互選により選出し、理事長が指名する。

第四章（総会）

第15条

通常総会は毎年1回、理事長が招集する。

第16条

理事長が必要と認めた場合は、臨時総会を招集することができる。

第17条

総会では次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および事業報告に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他、学会の目的を達成するために必要な事項

第五章（会計）

第18条

学会の経費は会費その他の収入をもって、これにあてる。

第 19 条

会計年度は 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

- (1) この会則は平成 14 年 7 月 6 日より施行する。
- (2) 学会設立時の役員は家畜衛生研究会(以下「研究会」と略す)の役員が、暫定的に就任することとし、理事長は研究会の会長が、常務理事は研究会の幹事が、理事は研究会の評議員が、監事は研究会の監事がそれぞれ就任する。
- (3) この会則は平成 15 年 7 月 5 日に改正し、同日に施行する。
- (4) この会則は平成 16 年 7 月 3 日に改正し、同日に施行する。
- (5) この会則は平成 17 年 7 月 2 日に改正し、同日に施行する。
- (6) この会則は平成 21 年 7 月 4 日に改正し、同日に施行する。
- (7) この会則は平成 23 年 7 月 2 日に改正し、同日に施行する。
- (8) この会則は平成 27 年 7 月 11 日に改正し、同日に施行する。ただし、平成 27 年度の会費は 4,000 円とし、平成 28 年度から会費を 5,000 円とする。
- (9) この会則は平成 28 年 7 月 9 日に改正し、同日に施行する。
- (10) この会則は 2019 年 7 月 20 日に改正し、同日に施行する。
- (11) この会則は 2020 年 6 月 30 日に改正し、同日に施行する。